

# お気軽にご相談ください！ 人権擁護委員制度

6月1日は、**人権擁護委員法が施行された日**です。

●**人権擁護委員ってどんな人？**

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちです。この制度は、日頃、地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

現在、約1万4千人（秩父市は10人）の委員が全国の市町村に配置され、講演会や座談会を

開催したり、法務局や市役所等の人権相談所で市民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。皆さんの一番身近な相談相手です。

●**人権相談所のご案内**

さいたま地方法務局秩父支局と市では、人権擁護委員による人権相談所を開設しています。（詳細は25ページをご覧ください。お問い合わせは25ページをご覧ください。相談は無料で秘密は守られます。お問い合わせはさいたま地方法務局秩父支局 22-10827

市役所総務課 22-2251

## ご存じですか？民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民の立場に立ち、「安心して住み続けることのできる地域社会づくり」のため、関係機関と連携し、さまざまな取り組みを推進しています。全国民生委員児童委員連合会では5月18日を「民生委員・児童委員の日」としてPR活動を行います。

なお、4月1日付けで、次の方々が厚生労働大臣ならびに埼玉県知事から委嘱されました。（敬称略）

野坂町	小島 操
下影森(旭)	太幡 昭夫
吉田石間	新井 寛一

☎社会福祉課 25-5204

## 中小企業者の皆さんへ 融資制度をご利用ください！

※融資利率等は改定される場合がありますので、申し込み前に必ずご確認ください。☎商工課 25-5208

中小企業振興資金（秩父市ハイパワー資金）	
【取扱金融機関】商工中金熊谷支店および、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉信用金庫、足利銀行、東和銀行の各秩父支店	
資金使途	運転資金・設備資金 (借入金の返済、税金の支払いは対象外となります。)
主な申込要件	①市内に店舗、工場もしくは事業所（法人の場合は本社）を有している、または新たに有しようとしていること ②市税を完納していること ③本制度による融資を過去に受けている場合は、その融資を完済していること
融資限度額	運転、設備合わせて2,000万円
利率	融資実行時の長期プライムレートと同率 ※利率の2分の1を限度として、融資額に対する年1%分の利子を市が予算の範囲内で補助します。 (平成26年3月末現在の長期プライムレート1.2%)
融資期間	運転5年以内・設備7年以内（いずれも据置6か月以内）
担保	必要に応じて
保証人	【商工中金】原則1名以上 【他の金融機関】協議による
信用保証	【商工中金】必要に応じて 【他の金融機関】原則必要
実際にご負担いただく利子	
①融資実行時の長期プライムレートが2.5%の場合… 2.5%－市補助分1%＝1.5%	
②融資実行時の長期プライムレートが1.2%の場合… 1.2%－市補助分0.6%（利率の1/2を限度）＝0.6%	

小口融資制度・特別小口融資制度		
【取扱金融機関】埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉信用金庫、足利銀行、東和銀行、埼玉信用組合の各秩父支店		
名称	小口融資制度	特別小口融資制度
主な申込要件	①継続して1年以上市内に住所および事業所（法人の場合は本社）を有し、かつ、同一事業を営んでいること ②市税を完納していること ③許認可等が必要な業種の場合、有効な許認可等を受けていること	左記に加えて ①常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は5人）以下であること ②本制度による保証の他に埼玉県信用保証協会の保証を付した借入金のないこと ③市県民税の所得割（法人は法人税割）があること
融資限度額	運転、設備合わせて1,000万円	
利率	年1.75% ※市で行う利子補給制度の対象となります。各事業所に対し、年間支払利子の20%（日本政策金融公庫の国民生活事業融資制度と合わせて上限10万円）を市が予算の範囲内で補助します。 20%の利子補給を受けた場合、実際に負担する利率は1.4%です。	
融資期間	運転5年以内（据置6か月以内） 設備7年以内（据置12か月以内）	
担保	必要に応じて	不要
保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者	不要
信用保証	年0.32%～1.59% (埼玉県信用保証協会の審査により決定)	年0.7%～0.8% (埼玉県信用保証協会の審査により決定)
当初契約どおりの融資期間内に完済すると、信用保証料の全額を市が補助します。		

相生町土地－5月20日から販売開始－/蒔田分譲地販売中！

詳しくは市ホームページまたは管財課（☎22-2208）へ